

事業者間（製造業者と流通業者間）の年次交渉に関する枠組みの強化
アモン法（Loi HAMON）による改正点

フランスでは、事業者間、特に大手流通業者と小規模製造業者間の取引関係における透明性の確保と力関係の調整という観点での恒常的な立法の取り組みの中で、これらの事業者間の交渉に関する枠組みが強化され行政によるコントロールが敷かれた。

最近の改正は、消費に関する 2014 年 3 月 17 日の法律第 2014-344 号（通称「アモン法（Loi Hamon）」）によるもので、同法は、事業者間（特に製造業者と流通業者）の商関係に関して、いわゆる「年次交渉（négociation commerciale annuelle）」の準備に直接関わる規定と、かかる年次交渉の合意内容の形式化に関する規定を含む。

年次交渉は、ほとんどの産業部門が対象となる。フランス商法典は、製造業者、役務提供業者、卸売業者、輸入業者らと流通業者の間の年次交渉の合意内容を、「单一」協定（convention “unique”）、「年次」協定（convention “annuelle”）又は「要約」協定（convention “récapitulative”）とよばれる協定の形式で締結することを義務付けている。この協定は、毎年 3 月 1 日までに締結する必要があり（又は製品の販売若しくはサービスが特定の販売サイクルによる場合には、販売又はサービスの開始時期から 2 ヶ月以内）、年次交渉の合意内容について規定しなければならない。特に以下の規定を含まなければならない。

- 販売条件；
- 営業協力（coopération commerciale）が規定されている場合にその条件；及び
- 製造業者と流通業者間の商関係を促進するための義務がある場合にはかかる義務¹。

A. 年次交渉の準備

1. 一般販売条件（CGV）：年次交渉の「単一の」ベース

フランス商法典 L. 441-6 条 I、7 項は、「一般販売条件は、年次交渉の単一のベースである」と規定している。したがって、一般購入条件（Conditions Générales d'Achat (CGA)）を交渉において考慮にいれることは勿論可能であるが、かかる一般購入条件のみをベースとして交渉することはできない。一般販売条件（Conditions Générales de Vente (CGV)）は、年次交渉の出発点でなければならない。

2. 一般販売条件（CGV）の事前の提出義務

アモン法により、製造業者は一般販売条件（CGV）を流通業者に遅くとも 3 月 1 日の 3 ヶ月前、すなわち前年の 12 月 1 日（又は製品の販売若しくはサービスが特定の販売サイクルによる場合には、販売又はサービスの開始時期の 2 ヶ月前）までに流通業者に提出しなければならない旨の規定が追加された（L. 441-7 条 7 項）。かかる提出義務は、CGV 及び料金又は価格表、若しくは CGV に含まれる場合にはすべての購入者又は一定のカテゴリーに属するすべての購入者に適用される価格の減額を規定した割引表が対象となる。

¹ 「製造業者と流通業者間の商関係を促進するための義務」とは、例えばレジの統計データ、販売統計データや社員研修の提供などが含まれる。

B. 年次交渉の合意内容の形式化

1. 単一協定の内容

アモン法は、単一協定の透明性義務を強化した。商法典 L. 441-7 条1に基づき、単一協定は以下の内容を含まなければならない。

a) 製造業者が CGV とともに事前に提出した価格表 (*barème de prix*) 又は交渉のベースとなった価格表の閲覧方法。

かかる新たな義務は、価格表にのみが対象となり、単一協定には CGV の全部の規定を記載する必要はない。

b) 販売取引の条件として製造業者が同意した価格の減額に関する明示的な規定 (条件付又は無条件の割引及び払い戻し)

この点、競争・消費・不正防止総局 (DGCCRF) は、実務上、これらの価格の減額を明確に規定せず、製造業者が同意した割引後の価格 (ネット価格) のみを規定する単一協定がしばしば見受けられたことを指摘している。

c) 流通業者に支払われた報酬又は製造業者と流通業者間の商関係を促進するためのサービスに関する包括的な価格の減額に関する明確な規定

アモン法は、今後は、単一協定において、これらのサービスに対する報酬の条件 (報酬又は包括的な価格の減額による) を明記することを義務付けている。アモン法は、流通業者が (これらのサービスの報酬として) 請求書を発行する形をとるか、又は製造業者が価格の減額を行う形を取るかについては、選択肢を残している。

2. 年次交渉の合意内容の発効日

アモン法による改正後、L. 441-7 条7 項は以下のとおり規定している。

- 合意した価格は遅くとも 3 月 1 日に適用される；
- 単一協定に規定された条項 (販売条件、営業協力及び商関係を促進するためのその他の義務) の発効日は、かかる合意した価格の発効日よりも前又は後であってはならない。

競争・消費・不正防止総局 (DGCCRF) によれば、単一協定に規定されるこれらの 3 つのタイプの条項 (販売条件、営業協力及び商関係を促進するためのその他の義務) は同時に発効する必要があり、かつ遅くとも 3 月 1 日までに発効するものと定めなければならないとしている。但し、3 月 1 日は最終的な期限であるから、当事者間で 3 月 1 日以前の日付に合意することは可能である。

3. 商法典 L. 441-7 条 I の形式化の義務に違反した場合

アモン法は、司法裁判所を排除して行政当局及び行政裁判所の管轄を拡げる一般的な流れを受けており、上記の最終期限までに单一協定を締結しない場合や单一協定が適正ではない場合に行政上の制裁を規定している。

個人の場合に最高 75 000 ユーロ、法人の場合には最高 375 000 ユーロの行政罰金が科されうる。かかる金額は、最初の制裁の決定が確定した日から 2 年以内に違反が反復された場合には 2 倍に加重されうる。

—〇〇—

現在、フランスの立法府においては経済分野の改正の動きが活発であり、上述の規定も近く改正や明確化される可能性があるので留意が必要となる。

本稿は、一般的な情報のご提供のみを目的としており、本稿の情報により一切の法的責任を負うものではございません。

本稿に関するお問い合わせは、下記のあて先までご連絡ください。

contact@altanalaw.com